年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年 金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する ことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、A地への転居後の昭和49年ごろに国民年金の加入手続を行った際、3年分ならさかのぼって納付できる旨の説明を受け、後日、区役所で3年分の国民年金保険料を一括して納付したことを覚えている。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしており、 国民年金加入後は厚生年金保険との切替手続も適切に行い、60歳到達時まで国民年金保険料の未納は無く、申立人夫婦の所持する国民年金手帳から、 夫婦一緒に保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までについては、申立人は、49 年ごろ国民年金に加入手続を行った際、3 年分ならさかのぼって納付できる旨の説明を受け、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で同年 10 月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人夫婦は国民年金に加入したものと推認され、当時、B市では、国民年金の加入届を受け付けた際、さかのぼって納付可能な過年度分の国民年金保険料についても納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であったことが確認できることから、申立人は、この納付書により、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 6 月までについては、 当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付により保険料を納付 することとなるが、申立人夫婦からは特例納付の説明を受けたとの主張は 無い上、申立人夫婦が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されて いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても 該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかが わせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年 金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する ことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、A地への転居後の昭和49年ごろに国民年金の加入手続を行った際、3年分ならさかのぼって納付できる旨の説明を受け、後日、区役所で3年分の国民年金保険料を一括して納付したことを覚えている。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしており、 国民年金加入後は厚生年金保険との切替手続も適切に行い、60歳到達時まで国民年金保険料の未納は無く、申立人夫婦の所持する国民年金手帳から、 夫婦一緒に保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までについては、申立人は、49 年ごろ国民年金に加入手続を行った際、3 年分ならさかのぼって納付できる旨の説明を受け、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で同年 10 月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人夫婦は国民年金に加入したものと推認され、当時、B市では、国民年金の加入届を受け付けた際、さかのぼって納付可能な過年度分の国民年金保険料についても納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であったことが確認できることから、申立人は、この納付書により、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 6 月までについては、 当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付により保険料を納付 することとなるが、申立人夫婦からは特例納付の説明を受けたとの主張は 無い上、申立人夫婦が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されて いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで

② 昭和46年2月から57年6月まで

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、自分が行ったと思うが記憶が定かでない上、現在手元に領収書等の資料も無いが、申立期間①及び②について保険料を納付したように思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、6か月と短期間である上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年3月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立人は、その後、43年8月に強制加入から任意加入に被保険者資格を変更していること、及び申立期間の前後は保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、任意加入していながら申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和46年2月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、57年7月2日に再取得するまで資格喪失していることが、申立人が所持している年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳から確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私の国民年金は、夫が知人から教えられて加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間について保険料の納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、 60歳に到達するまで国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険との切替 手続も適切に行うなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者資格は昭和37年12月10日に任意で取得していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、任意加入手続を行いながら、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年4月から同年10月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年6月までは1万4,000円、同年7月から同年10月までは1万6,000円とすることが必要である。なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月21日から同年11月1日まで

私は、昭和39年3月21日に株式会社Aに入社、平成7年6月22日に 退社するまで継続して勤務していた。昭和39年4月から同年10月まで 給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録は 同年11月に被保険者資格を取得したことになっている。申立期間の年金 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において 株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所における同期入社の同僚が、申立人を含む同期入社の 3人は同じ仕事と勤務形態であった旨、供述しており、この同僚は昭和39 年4月から同年10月までの期間、厚生年金保険料の控除の記載がある給 与明細書を所持している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人は、当該事業所において昭和 39 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて いたことが認められる。

また、申立人は昭和39年3月の入社時における給与額は1万4,000円で

あり、その後同年7月に1,000円昇給し、1万5,000円になったと主張していることについて、同期入社の同僚は「自分は中学卒業で入社したので、初任給は1万2,000円であったが、申立人は高校卒業で入社したので1万4,000円であった」と供述している。これについて、社会保険事務所の記録では、申立人と上記の同僚の標準報酬月額を比較すると昭和39年11月の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人は1万6,000円、上記の同僚は1万4,000円であり、その後の改訂記録においても標準報酬月額の差が2,000円あり、申立人の標準報酬月額が当該同僚より高いことが確認できることから、申立人の申立期間のうち、同年4月から同年6月までの標準報酬月額については、1万4,000円とし、同年7月から同年10月までの標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡し、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

なお、事業主は、申立人に係る昭和 48 年 7 月から 49 年 5 月までの期間 の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から49年6月30日まで

社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和48年6月分から49年6月分までの標準報酬月額が当時の給与額と比較して低くなっている。給与明細書を所持しているので、申立期間について、実際に支払った保険料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、事業主及び元同僚への照会に対する 回答及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において株式会社Aに継 続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ とが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 49 年 5 月までの期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、48 年 7 月から同年 10 月までを 11 万円、同年 11 月から同年12 月までを 11 万 8,000 円、49 年 1 月から同年 5 月までを 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬 月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間において 一致していないことから、事業主は、同給与明細書で確認できる保険料控 除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所 は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事 業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年6月及び49年6月の期間については、株式会社Aが厚生年金保険の新規適用事業所となる前の48年6月分の給与明細書において控除額欄に記載されている厚生年金保険料は、同年8月分の給与明細書において「6月分社会保険戻」との名目で返金されていることが確認できるほか、49年6月分の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致しており、申立てに係る事実を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 48 年 6 月及び 49 年 6 月の期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日を昭和36年5月25日、資格喪失日を40年10月26日とし、申立期間のうち昭和36年5月から40年4月までの標準報酬月額を3万6,000円、同年5月から同年9月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月25日から40年10月26日まで 私は、昭和29年3月に株式会社B(63年6月7日にC株式会社に名 称変更。)で資格取得し、平成2年9月までB株式会社・A株式会社・D 株式会社3社の役員として勤務していたが、厚生年金保険の加入期間に ついて照会した結果、昭和36年5月25日から40年10月26日までの加 入記録が無い。申立期間も同3社に継続して勤務し、役員として報酬を 得ており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のB株式会社・A株式会社・D株式会社に係る当時の決算報告書並びに当時の複数の従業員及び役員の供述から、同3社は法人としては別会社であるが、実態は申立人を含む親族で経営する同族会社で、3社が一体となって事業を行っており、申立人が申立期間において、同3社で職務を執行し、継続して勤務していたことが推認できる。

また、当時、上記3社に勤務していた複数の従業員は、B株式会社の社会保険事務は、同3社の代表取締役の妻である総務部長が行っていた旨の供述をしているため、当該総務部長に照会したところ、自分がB株式会社の給与

計算及び社会保険手続をしていたが、申立期間も申立人の報酬から厚生年金保険料を控除していたはずであり、同3社のいずれにおいても、申立人の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい旨の供述が得られた。

さらに、商業・法人登記によると、A株式会社の成立年月日が昭和36年5月17日であり、当時の同社の決算報告書並びに当時の従業員及び役員の供述から、申立人が同社成立当時、代表取締役に就任したことが認められる。また、申立期間当時の社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、代表者氏名欄に申立人と申立人の兄の氏名が記載されているが、両人共に同社において被保険者資格を取得した記録は確認できない。申立人の兄については、それ以前よりB株式会社で代表取締役であり、引き続き株式会社Bで被保険者記録が継続しているが、申立人については、A株式会社での代表取締役就任と同時期に、B株式会社で資格喪失しており、その理由としては、A株式会社で資格取得を行う意図があったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時の複数の従業員及び役員は、申立人は役員ではあったが、ずっと営業担当であり、経理や社会保険手続等には関与しておらず、代表取締役であったA株式会社においても、同様である旨供述していることから、申立人は、当時の同社における厚生年金保険料の支払等について知り得なかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のB株式会社及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同質性の高い当時の役員の記録から、36年5月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から40年9月までは6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散しており、当時の複数の従業員及び役員が、経理担当役員であったとしている上記3社の元代表取締役は既に亡くなっており、そのほかの役員も当時の資料を保管していないため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は喪失届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年5月から40年9月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(現在は、株式会社B)における資格取得日に係る記録を昭和48年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から48年3月1日まで 私は、自分の厚生年金保険の加入期間について照会した結果、株式会社C における昭和48年2月21日から同年3月1日までの厚生年金保険の記録 期間が無い。昭和58年9月30日に株式会社Aを退職するまで継続してA 関連会社に勤務していた。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管している人事関係資料及び当時の同僚が所持している 社内報の人事異動の記事並びに当時の総務課及び経理課に勤務していた複 数の同僚の供述により、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し (昭和48年2月21日に株式会社Cから株式会社Aに異動)、申立期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ る。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得(喪失)日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から48年9月までは8万円、同年10月から53年10月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から53年11月1日まで

A社において、会社が厚生年金保険の適用事業所となる前から保険料を控除されていた。

厚生年金保険料の控除の記載のある給与明細書を同僚が所持しているので、厚生年金保険料の控除が始まった時から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が所持している給与明細書及び複数の同僚が「申立人は私と同じB職であり、昭和47年5月から申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の給与明細書の保険料控除額から、昭和47年5月から48年9月までは8万円、同年10月から53年10月までは11万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間当時において適用事業所でありながら、 社会保険事務所に適用の届出を行っていなかった(現在の社会保険庁の記録 では、当該事業所の元同僚からの別件申立てについて既に当委員会で決定し たあっせん案の報告による平成20年12月18日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんに基づき、新規適用事業所となった日が昭和47年5月1日に訂正されている。)と認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間については標準報酬月額に係る記録を19万円に、同年4月から同年7月までの期間については20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月1日から同年8月1日まで これまで勤務していたA株式会社が、昭和57年1月1日にB株式会社 に合併されたことに伴い同僚と一緒に入社したが、厚生年金保険被保険 者記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額がA株式会社の 資格喪失時の標準報酬月額を下回っている。合併以降は、給与が下がる ことは無かったはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和57年1月1日から平成20年11月21日までB株式会社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録では、昭和57年1月1日の時点でA株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録がある23人のうち、21人がB株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、A株式会社における標準報酬月額より下回っていることが確認できるが、元同僚が所持しているB株式会社に係る「給料支払明細書」によると、申立人の申立期間において社会保険庁の記録する標準報酬月額に見合う額以上の厚生年金保険料額が控除されていることから当該事業所の事務担当者が誤って届出したことがうかがえる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、元同僚が所持している B株式会社に係る「給料支払明細書」により、申立期間のうち、昭和 57 年 1月から同年3月までの期間については、A株式会社退職時の標準報酬月額 より1等級低い19万円とし、同年4月から同年7月までの期間については A株式会社退職時の標準報酬月額と同等級の20万円とすることが妥当であ る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては、不明としているが、C厚生年金基金が保管する申立人の加入員記録は、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることから、事業主が14万2,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで 昭和39年7月1日にA株式会社からB県のC事業所に転勤したが、社 会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間 となっている。同社には、継続して勤務していたので申立期間を厚生年 金保険の加入期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社の保管する当時の社員名簿及び複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し(昭和39年7月1日にA株式会社から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年7月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時、A株式会社において同社C事業所の従業員を含め給与計算を一括処理し、控除した厚生年金保険料を預かり金として翌月に納付していたとしているが、申立人に係る申立期間の保険料が納付された事実を確認することができないことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、グループ企業である株式会社Aから株式会社Bに転籍する際、資格喪失日を平成7年12月31日と担当者が記入間違いをしたため、年金保険加入期間が1か月間抜けている。私は、昭和40年に入社してから現在までBグループに44年間継続して勤務している。資格喪失日を平成7年12月31日から8年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の雇用保険の記録、申立人が添付している給与明細書及び事業主から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間において継続して勤務し(平成8年1月1日に、株式会社Aから同社の関連会社である株式会社Bに異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている記録から 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 当時の事業主は、保険料を納付したと回答しているが、株式会社Aが保管 していた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪 失年月日は平成7年12月31日と記載されており、これについては、社会保険事務所の記録と一致していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる ことから、昭和61年5月から同年9月までの標準報酬月額については16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和61年5月から同年9月までの期間の 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月31日から同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :① 昭和61年5月から同年9月まで

② 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和59年4月から62年5月末までA株式会社に勤務していたが、 61年5月から同年9月までの申立期間①について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が実際に受け取っていた給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額になっていないので、調査してほしい。

また、私は昭和62年5月について、厚生年金保険に加入していない期間である旨の回答が社会保険庁からあった。同年5月の厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している給与明細書(昭和59年4

月分から 62 年 5 月分まで)から、申立期間の昭和 61 年 5 月から同年 9 月までの期間において、その主張する標準報酬月額 (16 万円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和61年5月から同年9月までは、16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準 報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間にお いて一致していないことから、事業主は、同給与明細書で確認できる報酬 月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、 社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行 っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持している 昭和62年5月分の給与明細書並びに申立人の後任者の供述から、申立人が 申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主及び人事担当者は厚生年金保険料の控除が当月控除か翌月控除であったかは不明としているが、申立人が所持している給与明細書から申立人が厚生年金保険の資格取得した昭和 52 年4月分の厚生年金保険料を事業主により4月分給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金保険料の控除は当月控除であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る昭和 62 年 5 月 分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら れる。

また、標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年 金保険料の控除額及び社会保険事務所の記録から 16 万円とすることが妥当 である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、当該事業所は既に解散し、関係書類は廃棄していることから不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和62年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

友人の勧めもあり、昭和 56 年 12 月ごろに区役所で手続を行った際、職員から 54 年から 56 年 11 月までの 2 年間分を一括して納付できる旨の説明を受けたので、約 7 万円から 8 万円を納付したことを記憶している。申立期間が未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で手続を行った際に、職員から2年間分を一括して納付できるとの説明を受け、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料は過年度納付によることとなるが、申立人が納付したとする区役所においては、現年度分の保険料を除き国庫金である過年度保険料を納付することはできない上、申立人は、社会保険事務所に対する照会申出書では「昭和49年から56年までの保険料を56年4月年金入会時に一括して17~18万円支払った。」とするなど、申立内容に変遷がみられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人につい て、氏名を複数の読み方で検索しても該当者がおらず、別の国民年金手帳 記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年2月まで

私は、大学生であった昭和43年7月ごろに国民年金手帳の交付を受け、 現在もその手帳を所持している。国民年金保険料納付記録の照会に対し、 社会保険事務所から申立期間に付番された国民年金手帳記号番号は取り 下げられているとの回答をもらったが、私は取り下げた記憶がない。

また、私が所持している国民年金手帳の昭和 43 年度のページに、検認 印が割印として押されているが、これは 1 か月でも納付した印かと思わ れるので確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月31日付けで発行された国民年金手帳を所持し、 当該手帳の昭和43年度のページに検認印が割印として押されているので、 国民年金保険料を納付したと主張しているが、この国民年金手帳をみると、 手帳を発行した際、不必要な42年度の国民年金印紙検認台紙を検認印で割 印して切り離しており、43年度の5月分の欄に当該月から納付を要する旨 を表す「この月から納付開始」と表示していることが確認できることから、 この検認印は割印として押されたものであり、保険料を納付した記録とは 考え難い。

また、申立人は、申立人が大学生であった昭和43年7月ごろに国民年金手帳の交付を受け、現在も所持しているが、社会保険事務所に対する納付記録照会に対し、当該国民年金記号番号は取り下げられているとの回答をもらったが、取り下げた記憶はないと主張している。しかしながら、社会保険事務所が保管する特殊台帳には、「取下げ 任意加入対象者のため」との記載が有り、国民年金手帳記号番号払出簿にも「取下げ」との記載が有

ることから、取下げが有ったものとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者は おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ る事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1181 (事案 632 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月、53年1月及び54年9月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: ① 昭和49年6月

② 昭和53年1月

③ 昭和54年9月から57年3月まで

第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、 集金人に、妻が一緒に納付しており、妻が納付済みなのに私は未納とさ れていることに納得できないので、再度、審査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i)申立期間のうち、①及び②については、申立人について国民年金の被保険者資格が追加された時期は、社会保険庁のオンライン記録から、平成8年4月17日であることが確認でき、この時点までは申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間について保険料を納付できなかったものと考えられ、このことは、申立人の所持する国民年金手帳でも、初めて被保険者となった日が昭和54年9月30日、資格喪失が61年9月1日の記入はあるものの、本来、厚生年金保険と国民年金の切替えを適正に行っていれば記入されるべき申立期間①及び②の資格記録の記入が無いこととも一致すること、ii)申立期間③について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和57年7月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張も無い上、ほかに申立期

間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、iii)A市の国民年金収滞納リストでは、申立期間③については申立人の登載が無く、同市では国民年金の被保険者としては管理されておらず、昭和57年4月から国民年金保険料が同年7月27日付けで初めて収納されていることが確認でき、申立人は、同年4月から保険料の納付を開始したものと考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てにおいて申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を一緒に納付しており、申立人についても未納であるはずがないと再度主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に払い出されているのに対し、申立人の手帳記号番号は、57年7月に払い出されており、申立人の妻の払出時期から5年後に払い出されていることから、申立人は、申立期間の保険料を夫婦一緒に納付することはできず、再申立ての内容は当委員会の当初の決定に基づく年金記録の変更につながる資料・情報とは認められず、そのほか当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から12年3月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成5年11月から12年3月まで

私は、平成5年11月に会社を退職し、以降所得が少なかったため、国民年金保険料の免除申請をした。翌年からは、社会保険事務所から自宅に保険料納付督促の電話があり、「今年も所得が変わらず、少ない。」と返答すると、「今年も免除扱いにしておきます。」との返事であったことを覚えており、申立期間は、免除扱いになっているものと思っていた。免除扱いになっている 12年と13年の所得より、申立期間の方が所得は少なく、申立期間が免除期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったと主張しているが、申請免除手続をするためには、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

なお、現在の申立人の基礎年金番号(A)は、平成15年9月に、先に払い出されていた基礎年金番号(B)が統合されたものであり、先の基礎年金番号は、12年11月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人は、申請免除の翌年からは、社会保険事務所から電話があり、所得が少ないことを返答したところ、引き続き免除されたと主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請は市町村で取り扱われており、社会保険事務所から免除申請しておく旨の返答があったとは考え難い上、申立人が申立期間当時、居住していたC市においては、保険料の免除申請は「国民年金保険料免除申請書」を毎年度提出することとされて

おり、電話で免除申請を受け付けることはできなかったことが確認されて おり、申立内容は不自然である。

さらに、C市が昭和51年4月以降の国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間について、申立人は「登載なし」と記載されており、申立人は、申立期間当時、同市において、国民年金の被保険者として管理されておらず、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていなかったものとみるのが相当である。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者は おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ る事情は見当たらない上、ほかに申立人について申立期間の保険料が免除 されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年3月まで

私は、昭和57年8月に会社を退職した際、A県B市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の再加入手続も行い、妻の国民年金保険料と一緒にC信用金庫D支店の口座から口座振替により保険料を納付した。申立期間について、妻は納付済みであるにもかかわらず私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年8月に会社を退職した際、国民年金の再加入手続を行い、申立人の妻の国民年金保険料と一緒に口座振替により納付したと主張しているが、申立人が、申立期間の国民年金被保険者資格の再取得及び資格喪失の手続を行ったのは、平成11年2月10日であることが、A県B市が保管している国民年金被保険者名簿及び資格履歴情報により確認でき、これは、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、この時点まで、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間が国民年金の被保険者期間とされた上記の時点では、申立期間の国民年金保険料は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

さらに、申立人が、申立人の妻と一緒に口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているC信用金庫D支店の昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月までの、申立人の取引履歴を記録している「普通預金移動月報」では、申立人名義の口座から振り替えられている保険料は、一人分の保険料

額であることから、この時期に国民年金の納付記録が有る申立人の妻の保 険料であるものと考えるのが相当である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名 を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番 号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年3月まで

私は、昭和50年に結婚した後、国民健康保険については51年1月27日に資格取得しているので、国民年金については、記憶が定かではないが、国民年金保険料もそのころから納付していると思う。国民年金の加入手続や保険料の納付は夫がしてくれていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は昭和 51 年1月ごろから申立人の夫が自身の分と一緒に納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年6月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況等を記録している A市の国民年金収滞納リストでは、申立人は、同年同月から53年3月まで は同リストに登載されておらず、同市では、当該期間について、申立人を 国民年金の被保険者として管理していなかったことが確認でき、申立内容 とは符合しない。

さらに、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

京都国民年金 事案 1185

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年3月まで

私の国民年金については、両親が、私の 20 歳の誕生日に加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その当時、国民年金は国民の義務だから払っておくと言っていたことや、保険料を毎月納付していると言っていたことを覚えている。また、保険料が多額であったため、私が就職したときには、もう納めなくていいので助かったとも言っていた。社会保険庁の記録に納得がいかないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 48 年 10 月に、申立人の両親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は、申立人が、A共済組合(当時)の組合員になったことにより払い出されたものであり、申立期間の保険料を納付するには、申立期間当時、申立人が居住していたB市C区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同区の申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の両親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

京都国民年金 事案 1186

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年8月まで

国民年金制度発足当初の昭和 36 年4月ごろ自宅で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金に来てくれた区役所の職員に渡したことを覚えている。

申立期間については、納付しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ自宅で国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年5月に任意の資格で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人が所持している国民年金手帳にも同年同月18日に任意の資格で加入している旨記載されていることが確認できることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできないため、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿を申立期間について確認するとともに、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方でも検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな

い。

京都国民年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から52年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から52年3月まで

私は、昭和 36 年3月に高校を卒業してから家業を手伝っており、38 年に国民年金に加入してA銀行のB支店の普通口座から口座振替により国民年金保険料を納付していたが、その後納付を中断し、そのままにしておいたところ、C市から保険料納付の督促が来たため、D区役所へ行き、5年分約8万円を納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、再度調査して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をA銀行(当時)の普通口座から口座振替により納付し、納付を中断した後、未納分についてC市D区役所でまとめて納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、53年3月にC市D区で払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の被保険者の資格取得日から確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、C市において、口座振替制度が導入されたのは54年6月からであることが確認でき、申立内容とは符合しない。また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、C市が昭和51年4月以降の加入状況及び保険料収納状況等を記録している国民年金収滞納り

ストでは、申立人は52年3月までは「登載なし」となっており、同市にお

いて国民年金被保険者として管理されていなかったことが確認できることから、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、その後、未納となっていた国民年金保険料をD区役所で5年分程度まとめて納付したとも主張しているが、国庫金である過年度の保険料は市区町村では収納することはできず、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記 号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和23年4月1日から29年10月31日まで 私は、申立期間当時、A駅構内にあったB株式会社の小荷物集配所で荷 物の配達助手として勤務し、その後同社C支店でオート三輪を使って配達 の業務に従事したが、当該期間が厚生年金保険の未加入期間になっている ことが分かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であった ことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当初勤務していたと主張するA駅構内にあったB株式会社の小荷物集配所は既に存在せず、現在の同社D支店(申立期間当時はC支店)に照会を行ったところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、当時の雇用形態にどのようなものがあり、厚生年金保険への加入基準がどの様になっていたか不明である旨を回答していることから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当該事業所で当時勤務していた複数の元従業員から供述を得られたが、申立人に関する情報を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時に給与事務を担当していたとする元従業員によると、 B株式会社においては正社員のみ厚生年金保険に加入させていたが、申立 人は申立期間当時の年齢が13歳であり、正社員として扱うには若すぎるの ではないか、と供述しているところ、社会保険事務所が保管する同社に係 る申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者 資格の取得日における年齢が13歳以下の被保険者は見あたらないことから、 申立人について厚生年金保険への加入手続きが行われていなかったことが うかがえる。

加えて、申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に おいて、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も みられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から同年7月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、有限会社Aでの加入期間が昭和28年7月31日からになっていることがわかった。同社には、高校卒業直後である同年3月中旬から勤務していた記憶があり、同年6月までが未加入期間になっていることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、申立期間において、有限会社Aで勤務していたことは推認できるが、同事業所は、登記簿の記録によると昭和39年4月20日に清算結了しており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、同事業主の親族であり申立期間当時役員であった者に対して照会を行ったものの、高齢により回答を得ることができず、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認できない。

また、社会保険事務所の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時厚生年金保険に加入していた従業員は、申立人が記憶していた上司2人を含め8人であるが、このうち7人については死亡又は所在不明であり、残り1人についても、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていた事実の有無を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和57年7月11日から58年4月1日まで 申立期間が社会保険庁の記録では厚生年金保険未加入となっている。そ の期間に勤務した事業所は、株式会社Aと医療法人B病院のいずれである か記憶が定かでないが、医療法人B病院で勤務していたと思うので、厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が厚生年金保険未加入となっていることについて、その期間に勤務した事業所は株式会社Aと医療法人B病院のいずれかであるとしており、記憶は定かでないが、どちらかといえば後者の医療法人B病院で勤務していたと思う旨述べている。

医療法人B病院については、同事業所に照会したところ、保管する従業員台帳(当該事業所では個人台帳としている)によると、申立人の採用年月日は昭和58年4月1日と記載されており、また、同事業所の会計課が保管する記録ノートには、健保番号・厚年番号及び資格取得日(昭和58年4月1日)の記載があり、採用日と同日付けで厚生年金保険の資格取得の手続をした旨の回答であった。

なお、この記録ノートに記載されている上記の内容は、社会保険事務所の 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている記録と一致しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

一方、申立人が申立期間に勤務した可能性がある株式会社Aについても、

同社に照会をしたが、その当時の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、また、所在の確認できた当時の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、喪失年月日は昭和57年7月11日と記載され、健康保険証が返納されたことを示す「57.7.19」の処理日付けの記載と「返」に〇印でチェックされている。

加えて、両事業所における雇用保険の加入記録が厚生年金保険の記録と一致していることから、申立期間において厚生年金保険の加入手続を行った事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年7月1日まで

年金特別便においてA株式会社の厚生年金保険の被保険者期間が、昭和33年6月1日から同年6月6日の1か月間とされている。

しかし、私は、少なくとも3か月から4か月間は同社で勤務したことは確かであり、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社で保管されていた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和33年6月1日と記載されており、この日付は社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿の資格取得日と一致する上、上記の届出関係通知書以外の関係書類は保管されていないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実については確認できない。

また、申立期間当時、A株式会社に勤務していた複数の従業員は「臨時工は最初の2か月間は試用期間扱いであった。入社して2か月たつと、初めて健康保険と厚生年金の取扱いがなされた。」と供述している。

さらに、申立期間のうち昭和33年3月1日から同年6月1日までの期間については、社会保険庁の記録において、申立人は他の事業所(株式会社B)で厚生年金保険の被保険者とされているため、同時期においてA株式会社で厚生年金保険の被保険者であったとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月1日から62年3月1日

20 歳代前半に親族が経営するA株式会社に就職し、申立期間において、 不動産関係の仕事をしていた。給与から厚生年金保険料を控除されていた ことを記憶しているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述により申立人が申立期間にA株式会社に 勤務していたことは推認できるが、当該事業所は平成13年4月に厚生年金保 険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっ ているため、申立てに係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確 認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

また上記の同僚を含む、A株式会社に申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人が勤務していたこと以外、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、A株式会社は、社会保険庁の記録において昭和61年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているため、申立期間のうち56年8月1日から61年3月31日までの期間については、当該事業所が適用事業所であった事実は確認できない上、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年4月1日以降の申立期間についても、申立人の氏名は記載されておらず、その間の健康保険番号も連続しているため、申立人の厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が当時申立人と同職種であったと記憶している同僚3人の 氏名についても社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被 保険者名簿に記載されていない。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録についても確認できない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月29日から43年6月1日まで

父親と二人の姉が勤めていた株式会社Aに、昭和42年12月29日から勤務をしたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険被保険者の資格取得日が43年6月1日となっている。前職を退職して1週間後から当該事業所に就職したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が株式会社Aに昭和43年1月ごろから勤務をしていたことは推認できるものの、当該事業所は既に解散し、当時の事業主に照会しても、申立人の賃金台帳等関連資料は保管されていないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、株式会社Aの当時の事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和43年6月1日と記載されていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出をしていたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したところ、このうち 5人の元同僚の記憶する入社日とそれぞれの当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日とが一致しないことから、当時当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月20日から40年6月26日まで 申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みとの回 答が有ったが、脱退手当金を受領した覚えはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る 厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年12月28日に支 給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱 退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いものの、「退」表示が有る。当該事業所の被保険者名簿に「退」表示の押印が有る者は申立人を含め5人みられるが、この5人全員に脱退手当金が支給された記録が有り、脱退手当金の支給記録が無い他の被保険者には「退」表示が無いことから、脱退手当金受給者に「退」表示がなされた可能性もうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。